

令和4年度

AI等の活用を推進する
研究データエコシステム構築事業
公募要領



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省 研究振興局

令和4年4月

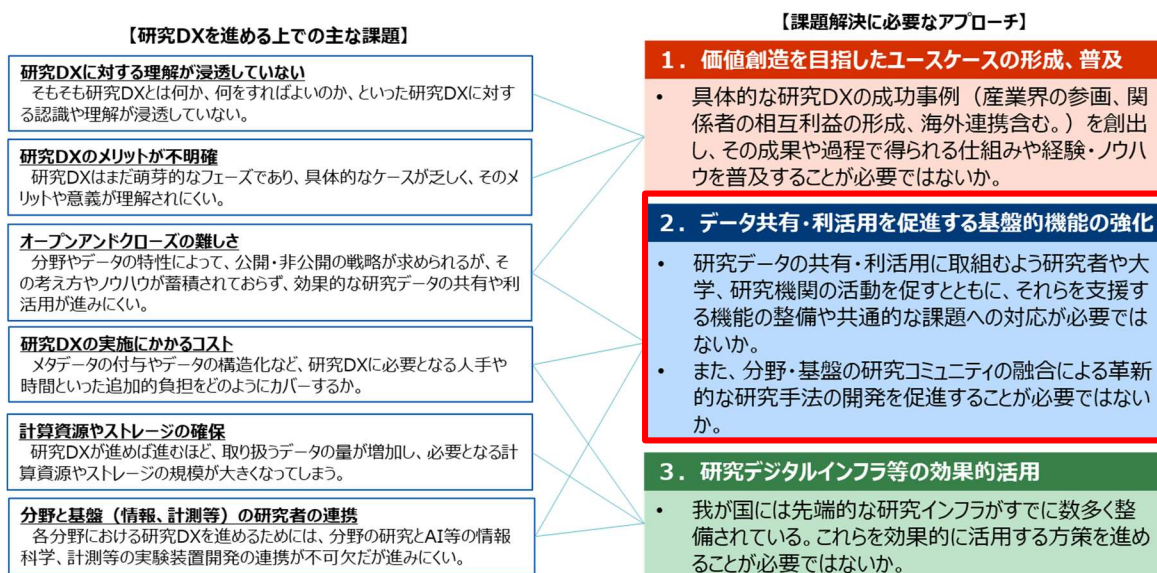
目次

1. 事業の概要	
(1) 背景・課題	1
(2) 目的	2
2. 公募の概要	
(1) 事業実施体制	3
(2) 各チームのミッション	4
(3) 対象機関	7
(4) 補助の内容	8
(5) 補助事業期間	9
(6) 選定件数	9
(7) 申請方法	9
3. 審査方法	
(1) 審査の体制	10
(2) 審査の手順	10
(3) 審査の観点	10
(4) 委員の遵守事項	11
(5) その他	11
4. 取組の実施	
(1) 計画書等の提出	12
(2) 補助金の交付	12
(3) 進捗状況の報告	12
(4) 中間評価の実施	12
(5) 事後評価の実施	12
(6) 成果等の管理	12
(7) 成果等の発表	13
5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について	
(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	13
(2) e-Rad を利用した応募方法	13
(3) e-Rad の操作方法等について	14
(4) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	15
(5) e-Rad からの内閣府への情報提供等について	15
6. 留意事項	
(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	15

(2)	他府省を含む他の競争的研究費等の応募受入状況	16
(3)	不正使用及び不正受給への対応	16
(4)	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	18
(5)	関係法令等に違反した場合の措置	18
(6)	繰越について	18
(7)	費目間流用について	19
(8)	年度末までの研究期間の確保について	19
(9)	間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	19
(10)	研究設備・機器の共用促進について	19
(11)	博士課程学生の処遇の改善について	20
(12)	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	22
(13)	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	22
(14)	URA 等のマネジメント人材の確保について	23
(15)	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	23
(16)	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	24
(17)	社会との対話・協働の推進について	25
(18)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	25
(19)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	25
(20)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	26
(21)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	26
(22)	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	27
(23)	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	29
(24)	研究者情報の researchmap への登録について	30
7.	スケジュール	30
8.	問合せ先	31

○これらを解決し研究 DX を全国的な動きにするためには、「ユースケースの形成、普及」、「データ共有・利活用の促進」、「研究デジタルインフラ等の効果的活用」を一体的に進めることが必要となっています。

図 2 研究 DX の課題と必要なアプローチ



(2) 目的

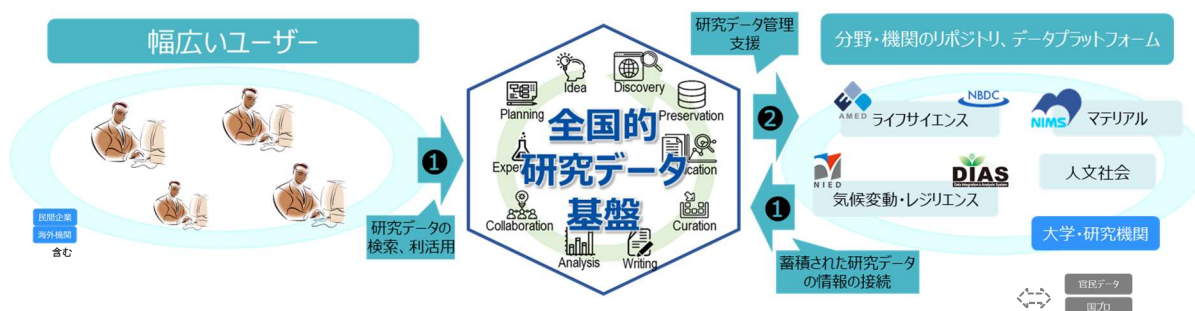
○本事業では、(1)で示した背景の下、特に「データ共有・利活用の促進」を進めるため、研究データエコシステムの構築を目指し、適切な研究データ管理を支援する機能の提供や、分野・機関横断的な研究データ検索機能の構築、データマネジメント人材育成支援などを実施する全国的な研究データ基盤（図3参照）を構築することを目的とします。

○具体的には、各分野・機関横断的な研究データ検索機能を構築し、全国の研究者におけるAI・データ駆動型研究を促進するため、分野・機関のリポジトリやデータプラットフォームにおける研究データ情報と連携・接続し、全国的な研究データ基盤上での統合的なメタデータ検索の実現を目指します。

○また、研究データの管理を支援する機能の提供に向け、研究データの管理・蓄積・利活用・流通といった点で適切かつ実用的な機能（特にデータの信頼性及び再利用性）を整備するとともに、秘匿性の高い研究データの取扱は限定的なものとする等、オープン・アンド・クローズ戦略に基づくデータ管理・利活用が進むようなシステム構築を目指します。

○さらに、効率的な AI 活用のための、機械可読データの統一化や標準化等を含めたルール・ガイドライン整備、データマネジメント人材育成支援等、ユーザー視点に立って研究データ基盤を最大限に活用するための環境整備を目指します。

図3 全国的な研究データ基盤のイメージ



研究データの管理（共有、公開、検索）機能等を備えた、研究データを適切かつ効率的に管理・利活用するための全国的な基盤

2. 公募の概要

(1) 事業実施体制

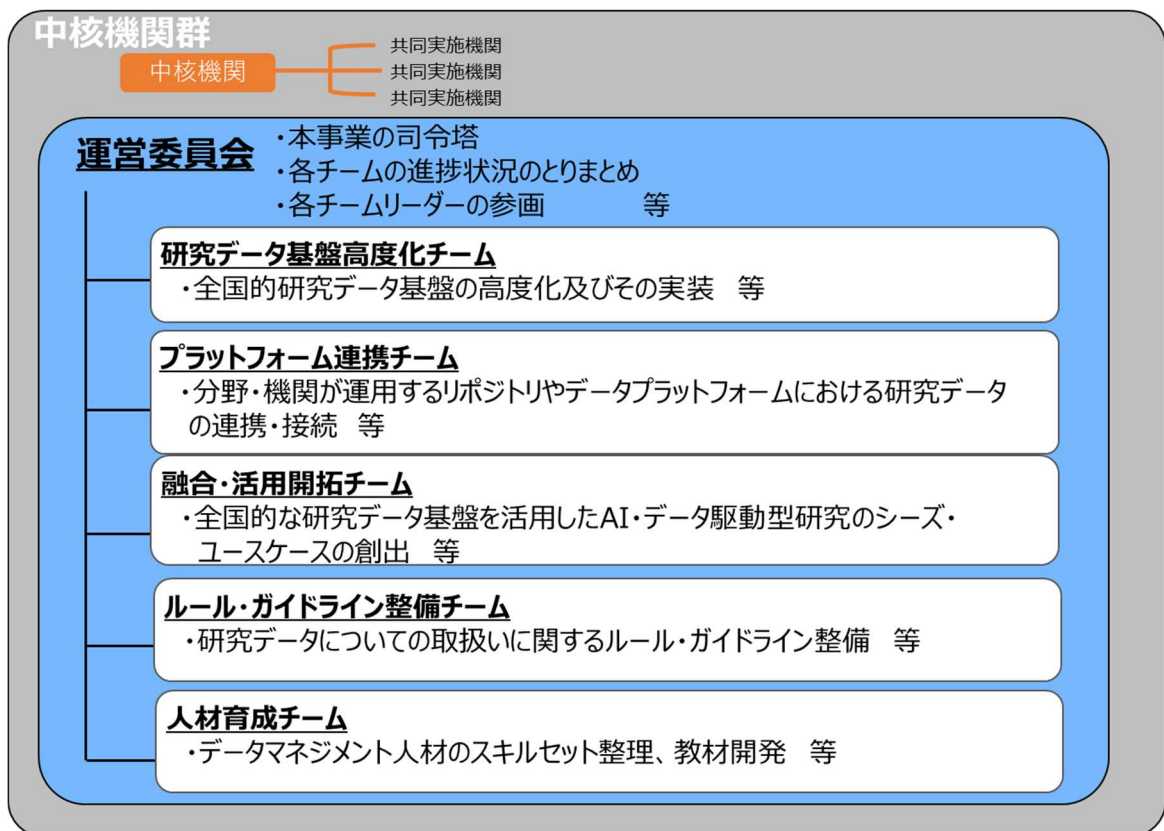
○本事業では、Society 5.0の実現を目指す我が国において、研究DXによる新たな研究手法の発展と生産性向上を通じて、大学等の長等のリーダーシップの下、我が国の研究力の飛躍的発展を図る観点から、全国的な研究データ基盤を中心に、オープン・アンド・クローズ戦略に基づいた研究データの管理・利活用が持続的に行われる仕組み（研究データエコシステム）を構築します。

○具体的には、各分野・機関で構築が進むデータプラットフォームや機関リポジトリと連携を図りながら、分野・機関を越えてデータを共有・利活用するための、全国的な研究データ基盤の構築・高度化・実装等と、研究データ基盤の活用に係る環境整備を行う研究DXの中核機関群（※）及びこの中核機関群による活動成果を統合したデータシステム（研究データエコシステム）を構築していただきます。

※「中核機関群」とは、上記取組を効果的に実施するため、研究データ基盤の構築・高度化・実装の中心的役割を担う機関（以下「中核機関」という。）及び応用分野のデータプラットフォームを有する機関など複数の関係機関（以下、「共同実施機関」という。）により、有機的な連携を行う連合体を示します。中核機関と共同実施機関は協定を結ぶ（または結ぶ予定がある）など、具体的にどのような有機的な連携を図るのかを明示していただきます。なお、共同実施機関において、本補助事業による主体的な経費執行を伴う場合は、中核機関との委託契約を結ぶことが必要です。また、共同実施機関は事業実施途中での追加も可能です。

○中核機関群には本事業の司令塔となる運営委員会及びそれぞれ推進すべき事業の内容に基づき中核機関群による機関から構成したチーム（図4参照）を構成していただきます。各チームは各チームリーダーの責任のもと、(2)に掲げた取組を実施します。なお、運営委員会は、本事業の司令塔機能を果たし、各チームの進捗をとりまとめます。各チームからリーダーを含む数名が必ず参画するように構成してください。また、運営委員会の運営をはじめ、関係機関間の調整を主体的に実行する者として、中核機関群に専従のプロジェクトマネージャーを配置してください。

図4 実施体制イメージ



※各チーム名称は仮称

(2) 各チームのミッション

各チームにおける業務の実施範囲及び達成目標はそれぞれ以下の通りとします。(図5参照)

①研究データ基盤高度化チーム

<実施範囲>

本チームでは、全国的な研究データ基盤の高度化及びその実装に関する取組を行いま

す。なお、実装の対象とする機能については、最低限、以下の機能が含まれている必要があります。

- ・ 研究助成機関や所属機関が研究者に要請するデータマネジメントプラン（DMP）に基づく研究データの管理を研究者が簡便に行うため、DMP の内容に基づく研究データの取扱い（管理対象データの取捨選択やメタデータの付与等）を支援する機能
- ・ 研究者が管理する研究データの真正性を保証できるようにするため、研究データの出所や修正履歴等を管理し、対外的にその真正性を説明可能とすることを支援する機能
- ・ 共有・公開したデータがどのように利用されているか利用状況を把握できるようにするため、研究者が管理する研究データを共有・公開した際、その研究データの利用状況や公開後の再利用の状況をモニタリングし、研究者にフィードバックする機能
- ・ 公開された研究成果が誰にでも検証でき、かつ利活用できるようにするため、研究者が管理する研究データ・プログラム・解析環境等の情報を、再現性の検証や再利用可能な形でパッケージ化し公開することを支援する機能
- ・ 秘匿すべき情報が含まれる研究データについて、その管理をシステム上で適切に行うとともに、これらの研究データを秘匿したまま安全に解析可能とするための環境構築を支援する機能

<達成目標>

計画された各機能が全国的な研究データ基盤に実装され、全国的な研究データ基盤の利用者に提供されること。

②プラットフォーム連携チーム

<実施範囲>

本チームでは、全国の研究者における AI・データ駆動型研究を促進するため、分野・機関が運用するリポジトリやデータプラットフォームにおける研究データの連携・接続を進め、全国的な研究データ基盤上で統合的なメタデータ検索を実現します。

具体的には、中核機関及び共同実施機関が連携し、共同実施機関が保有するリポジトリやデータプラットフォームと全国的な研究データ基盤との接続に向け、機関間のルール作りや規定整備を行うとともに、必要なシステム改修を計画し、これらの機能の実装を行います。

さらに、今後、全国的な研究データ基盤との接続を希望する産学官の機関等に提示する要件等の整備を行います。

<達成目標>

全国的な研究データ基盤から、対象となる共同実施機関が運用するリポジトリやデータプラットフォームの研究データのメタデータ検索が可能になること。

③融合・利用開拓チーム

<実施範囲>

本チームでは、全国的な研究データ基盤を活用し、異なる分野間でのデータ連携を前提としたAI・データ駆動型研究のシーズ・ユースケースの創出を行うとともに、全国的な研究データ基盤のユーザー拡大に向けた周知・広報活動を行います。

具体的には、

- ・全国的な研究データ基盤の活用を前提とした調査研究を複数計画し、その実現可能性を検証すること
- ・全国的な研究データ基盤の利用者数等の目標を設定し、ユーザー拡大に向けた周知・広報活動を行うこと。併せて、利用者からの意見や要望を収集し、他のチームへの情報提供を行うこと 等

を実施します。

<実施体制>

先駆的な取組を行っており、一定程度の実績を有する機関が統括することが望ましい。

<達成目標>

全国的な研究データ基盤を用いたAI・データ駆動型研究のシーズ・ユースケースを創出すること。また、全国的な研究データ基盤の利用者が増加すること。なお、AI・データ駆動型研究のシーズ・ユースケースの創出については、産学共同研究によるものを含むことが推奨される。

④ルール・ガイドライン整備チーム

<実施範囲>

本チームでは、研究データの効果的・効率的な活用のための機械可読データの統一化や標準化等を含めたルール・ガイドラインや、個人情報等の研究データを取り扱う上で留意すべきデータを含む研究データについての取扱いに関するルール・ガイドラインを、国内外の動向を踏まえつつ整備します。

<実施体制>

先駆的な取組を行っており、一定程度の実績を有する機関が統括することが望ましい。

<達成目標>

研究データ管理を行う際に留意すべきルールやガイドラインを整備すること。

⑤人材育成チーム

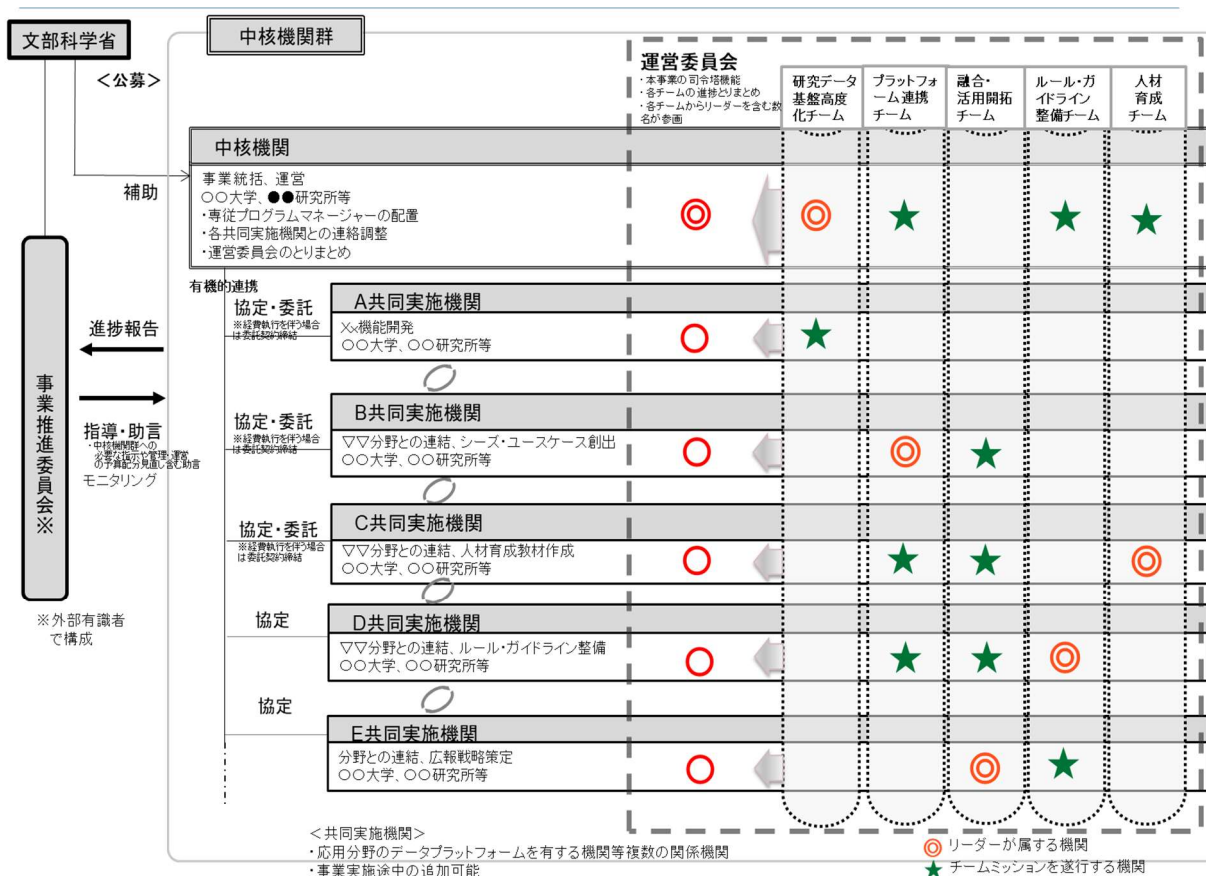
<実施範囲>

本チームでは、研究データ管理に必要なデータマネジメント人材について、必要なスキルセット等の要件の整理を行うとともに、データマネジメント人材の育成に向けた教材開発やコンテンツ整備等を行います。

<達成目標>

データマネジメント人材の要件の整理及び必要な教材等を整備すること。

図5 事業実施体制イメージ（詳細）



(3) 対象機関

中核機関及び共同実施機関は、いずれも以下の要件を満たす機関を対象とします。

i. 以下のいずれかに該当すること。

- ・大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）
- ・大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）

- ・独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- ii. 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないなど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。
- iii. 申請する機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

（4）補助の内容

① 補助の上限

- ・令和4年度における補助上限額は、総額989,484千円（間接経費（直接経費の3割）込み）とします。
- ・令和5年度以降の各年度の補助額は予算確保等の状況に応じて調整します。
- ・補助率は100%です。

② 補助対象経費

- ・申請内容の実施に必要な経費については、「4. 取組の実施」に基づき、文部科学省から補助金として中核機関に交付します。
- ・補助対象となる経費は、（2）の各チームにおける取組及び中核機関群の運営に係るものとし、具体的には例えば以下に示すものを想定しています。

- 全国的な研究データ基盤の構築・高度化・実装に係る開発費（開発に係る人件費を含む）
- 各分野の研究データプラットフォーム等の外部との連携・接続に係る経費（会議開催に係る謝金等の経費、人件費、開発費等）
- 異なる分野間でのデータ連携を前提としたAI・データ駆動型研究のシーズ・ユースケースの創出に係る経費（研究費を含む）
- 全国的な研究データ基盤の活用を促進するための情報発信（広報等）に係る経費
- ルール・ガイドライン等の整備に向けた国内外動向調査に係る経費及びワークショップの開催等に係る経費
- データマネジメントに係る人材育成プログラムの開発・実施のための経費
- 各機関・分野における動向調査に係る経費
- 中核機関における中核機関群の運営・実施業務を担当する業務担当者の雇用に係る経費
- 中核機関における中核機関群の運営・実施業務に必要な経費（中核機関群内における会議のための経費、共同実施機関との通信費等） 等

- ・上記の補助対象経費において、使用できる経費の区分（費目・種別）は、原則として、別表に示すものとします。

③ 補助金に係る留意事項

補助金の財源は国の予算であるため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）等に基づいた適切な経理を行うことのほか、補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、予算執行に当たっては、共同調達等を行うなど補助金の効果的かつ効率的な執行に資するよう努めてください。

（5）補助事業期間

本事業の補助事業期間は最大5年間とします。なお、毎年度交付申請の手続きを行う必要があります。

（6）選定件数

1件（1中核機関群）程度を予定しています。

（7）申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法で行ってください。

① 申請の単位

中核機関群単位で申請してください。

一つの機関が複数の中核機関群の中核機関として重複して申請することはできません。ただし、他の中核機関群の共同実施機関になることは可能です。

② 中核機関及び申請者

本事業への申請は、中核機関が行ってください。申請者は、中核機関の長とします。

③ 申請書類

「AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業 応募申請様式」を使用してください。

④ 申請期間

令和4年4月21日（木）～令和4年5月31日（火）17:00（期限厳守）

⑤ 提出方法

本公募では、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの応募情報の登録（提案書類のアップロード）が必要となります。e-Radの操作方法等については「5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について」を参照してください

3. 審査方法

(1) 審査の体制

本事業の審査は、文部科学省において、有識者等によって構成される委員会を設置し、委員会の各委員による各機関からの申請書に基づく面接審査とその後の委員の合議により行います。

最終的な選定は、委員会の審査結果を踏まえ文部科学省において行います。

(2) 審査の手順

審査の手順は以下のとおりとします。なお、申請書の内容について、必要に応じて事前に質問し、回答を求める場合があります。

① 面接審査

- ・面接審査は、中核機関がプレゼンテーションを行い、その後、当該プレゼンテーション及び申請書に基づき質疑応答を行うこととします。
- ・中核機関は、必要に応じて、共同実施機関とともに、面接審査を受けることができることとします。
- ・委員は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、後述の「(3) 審査の観点」に基づき、審査を行い採点します。

※申請数によっては、面接審査前に書面による事前の選考を行う場合があります。

② 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づく委員の合議により、選定候補の中核機関群を決定します。
- ・委員会は、選定候補の中核機関群の決定に当たって、申請書類の内容修正等を条件とすることができることとします。

③ 中核機関群の選定

委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において中核機関群を選定します。

(3) 審査の観点

- ・提案された事業構想は、全国的な研究データ基盤（システム）の実現によりもたらされる未来像を達成するものとして適切か（目的・仕組み・機能等）
- ・事業期間内に全国的な研究データ基盤に必要な機能の整備・強化を行う計画となっているか。その内容は適切か。また、実現可能性があるか
- ・各分野・機関のリポジトリやデータプラットフォームとの連携・接続を行う取組となっているか。その内容は適切か。また、実現可能性があるか
- ・研究シーズ・ユースケースの創出に係る取組や全国的な研究データ基盤の利用拡大に向けた取組は適切か。また、これらの取組の実現可能性はあるか

- ・研究データ基盤の活用に係る環境整備に向けた、ルール・ガイドライン整備や人材育成に向けた取組は適切か。また、実現可能性があるか
- ・中核機関の運営体制は適切か。中核機関群としての体制構築や想定する活動の内容は適切か

(4) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

申請された中核機関及び共同実施機関との利害関係のある委員は、文部科学省における本事業の事務担当者による旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の選定の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・申請者の申請書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合
- ・委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を委員自身が受けている場合
- ・委員自身と申請者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ申請者からその対価を委員自身が受け取っている場合
- ・委員自身が、申請者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ・その他、申請者（申請者が法人の場合はその役員、その他申請書の中の提案代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

②秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た内容について他に漏らしてはなりません。

(5) その他

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問合せには、応じられません。
- ・選定事業については、決定後、文部科学省のウェブページ等を通じて公表いたします。
- ・委員については、審査の公平性等の観点から事業選定までは非公表とし、然るべき適切な時期に公表します。

4. 取組の実施

(1) 計画書等の提出

選定された事業の中核機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

(2) 補助金の交付

補助金の交付等については、別に定める交付要綱等に基づき行います。

(3) 進捗状況の報告

本事業の進捗管理については、文部科学省及び有識者による委員会において行います。中核機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する成果報告書を作成し、文部科学省に提出してください。中核機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、御協力願います。また、社会情勢の変化等も踏まえた取組の実施について進捗状況を把握するために、文部科学省及び委員会委員が現地調査等を行う場合もあります。

また、委員会は中核機関群からの報告等に基づき、中核機関群への必要な指示や予算配分見直しを含む管理・運営方針等への助言を行います。

さらに、事業最終年度以降も本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く場合があります。本事業に関わった研究者等についても、事業最終年度以降も含め、報告を求める場合があります。

(4) 中間評価の実施

事業開始から3年後を目途に取組の進捗状況について中間評価を実施します。中間評価に当たっては、書面評価及びヒアリング、必要に応じて委員会委員による調査を行うこととします。中間評価結果によっては、計画の見直しを求めることや、補助額の減額や補助金の交付を取り消すことがあります。

(5) 事後評価の実施

実績報告書等に基づき、委員会において、事業最終年度の翌年度に事業の事後評価を実施します。事後評価に当たっては、書面評価及びヒアリングを行うこととします。

(6) 成果等の管理

共同実施機関と共同で研究・実証を行うにあたり、中核機関は、本事業の実施により発生する知的財産の管理や本事業の実施に係る品質の管理・保証について、責任ある対応を行う体制を構築してください。

(7) 成果等の発表

本事業により得られた成果は、知的財産の保護等に御留意いただいた上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、本事業で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、事業終了後、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。新聞、図書、雑誌又は論文等によって本事業で得られた成果を発表される場合は、文部科学省に事前に御連絡いただくとともに、本事業による成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募書類の作成・提出等について

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（以下、「e-rad」という。）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は、中核機関が e-Rad を通じて行っていただきます。利用規約に同意の上、応募してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

①e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となり、中核機関は、応募時まで e-Rad に研究機関として登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②e-Rad での応募申請

<注意事項>

- (i) 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。(なお、30MB を超えるファイルは、アップロードできません。)
- (ii) 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)

③その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読の上、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(3) e-Rad の操作方法等について

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

②本事業及び e-Rad の操作方法に関する問合せ先

本事業に関する問合せは、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付学術基盤整備室にて受け付けますが、e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

本事業に関する問合せ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付学術基盤整備室	TEL:03-6734-4079 FAX:03-6734-4077 jyogaku@mext.go.jp	
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。	

○ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

③e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サー

ビス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(4) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜文部科学省のウェブページにおいて公開します。

(5) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された事業に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

6. 留意事項

(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業におい

て、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

③不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

(2) 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

(3) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

①研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金について

も交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していない		善管注意義務を有する研究者の義務	

が善管注意義務に違反して使用を行った研究者		違反の程度に応じ、上限2年、下限1年
-----------------------	--	--------------------

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合
(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

- (4) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和4年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和3年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

- (5) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の交付をしないことや補助金の交付を取り消すことがあります。

- (6) 繰越について

事業の進捗に伴い、計画に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末ま

での繰越を認める場合があります。

(7) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

(8) 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下のとおり対応しています。

①中核機関は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。

②成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(9) 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

(10) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該事業の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該事業の目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を

目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
[競争的研究費改革に関する検討会（H27. 6. 24）]
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（R3. 3. 26 閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3. 3. 5）]
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2. 9. 10 改正）]
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

（11）博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質

や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、**「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」と**されています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
(※)競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額[※]の中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(12) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革2019」(平成31年4月23日文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委

員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、用途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

(13) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本事業に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

(14) URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇

の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。これらを踏まえ、本事業により、URA等のマネジメント人材を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

（15）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、補助金の配分の停止や、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術

支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(16) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(17) 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本事業に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公

的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(18)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、事業実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)※の内容について遵守する必要があります。

各研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(19)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められません。)

このため、以下のウェブページの様式に基づいて、令和4年公募締切日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和4年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブページに示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブページを参照してください。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

(20) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び事業の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(21) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められません。）

このため、以下のウェブページの様式に基づいて、令和 4 年 4 月以降公募締切日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 4 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

(22) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 交付決定の取消等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

② 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※）	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

③競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

④不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた事業名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(23) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した事業が採択された後、交付申請手続の中で、中核機関の長は、本事業に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(24) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

7. スケジュール (予定)

- ・ 公募開始： 令和4年4月21日 (木)
- ・ 公募締切り： 令和4年5月31日 (火) 17:00 (期限厳守)
- ・ 審査： 令和4年5月下旬～6月中旬
- ・ 選定結果の通知・公表： 令和4年6月下旬～
- ・ 交付申請等： 令和4年7月上旬
- ・ 交付決定： 令和4年7月中

8. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省のウェブページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ウェブページにて周知しますので、御留意ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）付学術基盤整備室

電話：03-6734-4079

E-mail：jyogaku@mext.go.jp

(別表)

項目	種別	備考	
直接経費	設備備品費	設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。	
	人件費	雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算出に当たっては、機関の給与規定等によるものとします。	
	事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規定等によるものとします。
		諸謝金	外部協力者（実施機関に属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算出に当たっては、機関の謝金支給規定等によるものとします。
		国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
		外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む。）に係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
		外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規定等によるものとします。
		雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発費等の役務の提供に係る経費。
		会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規定等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支給できません。
		通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
		印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
		借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
		研究開発委託費、調査等委託費	業務の一部の委託に係る経費。
保険料	本事業の実施に必要となる保険料。		